

津幡町火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月12日

石川県津幡町長 矢田 富郎

津幡町条例第4号

津幡町火入れに関する条例の一部を改正する条例

津幡町火入れに関する条例（昭和59年津幡町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別記様式第1号による申請書3通に、次の各号に掲げる書類を添え、町長に提出」を「町長に申請」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「火入地」を「火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）」に改め、「、申請書に明示し」を削る。

第4条第1項中「別記様式第2号による」を削る。

第14条第1項中「強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 強風注意報が発表された場合
- (2) 乾燥注意報が発表された場合
- (3) 林野火災に関する注意報（津幡町火災予防条例（昭和36年津幡町条例第28号）第29条の8第1項に規定する林野火災に関する注意報をいう。）が発せられた場合
- (4) 火災に関する警報（消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。）が発せられた場合

第14条第2項中「とき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき」を「場合又は前項各号のいずれかに該当する場合」に改める。

本則に次の1条を加える。

（雑則）

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

別記様式第1号及び別記様式第2号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。